

仕様書

イノベーション戦略センター

1. 件名

技術を社会実装するために必要な標準化・知財戦略マネジメントに関する調査

2. 目的

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、エネルギー・地球環境問題の解決及び産業技術力の強化に貢献することを大目的とし、その実現に向けて、革新的かつ多様な技術シーズの創出とそれを企業等による事業化、すなわちイノベーションに結びつける「研究開発マネジメント」等を推進している。NEDOの第5期中長期計画では、NEDOのミッションの一つとして、高度な研究開発マネジメントの実施による研究開発成果の創出とその成果を企業等が速やかに社会実装に繋げることを支援するなど、研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出に貢献することが挙げられ、また、研究開発事業の成果・効果を最大化するために、例えば、事業の企画立案段階から、研究成果の社会実装に向けた知財・標準化戦略を検討し、その内容を事業に反映していくこととされている。さらに、「NEDOによるプロジェクトマネジメントの進化に向けて」（2026年2月）では、NEDOに求められることとして、「オープン／クローズ戦略を念頭に自社の強みが発揮されるような仕組みづくり・仲間づくりを行う知財化・標準化を指南したり、障壁となる規制・ルールがある場合、さらには制度等により市場を創出する必要がある場合には、関係省庁への働きかけや提案も必要となる。」としている。

上記目的等を踏まえ、NEDOは、NEDOの職員が「標準」の活用に関する基礎・基本的な知識を習得し、NEDOプロジェクトに参加する者やNEDO外部の組織体及び専門家との適切な連携等を図ることにより、NEDOプロジェクトにおける「標準の戦略的活用」がより有効・有用に機能し、もって技術開発成果の社会実装が促進されるようにすることを目的として、「NEDO標準化マネジメントガイドライン」を策定・公表している。

また、「NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針」は、日本版バイ・ドール制度の目的（知的財産権の受託者帰属を通じて研究活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用すること）及びプロジェクトの目的を達成するため、知的財産マネジメントの基本的な方針を定め、プロジェクト参加者は、原則としてプロジェクト開始までに、プロジェクト参加者間で知的財産の取扱いについて合意することと等としている。同様に、「NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメント基本方針」では、NEDOプロジェクトにおいて取得又は収集した研究開発データの効果的な利活用のためのデータマネジメント方針について定めている。

一方で、上記ガイドラインは標準化にフォーカスを当てたものであり、また、上記基本方針は日本版バイ・ドール制度の適用がある委託研究開発を対象とし、プロジェクト参加者が従うべきものとして定められたものであり、NEDOの職員が研究開発の企画立案段階からプロジェクト終了に至るまでに必要な標準化及び知財戦略のマネジメントについて包括的に整理したものとはなっていない。

このため、NEDO職員が、研究開発成果を社会実装するために必要な標準化・知財戦略に関する基本的な知識を習得し、NEDOプロジェクトに参加する者やNEDO外部の組織体及び専門家との適切な連携等を図ることにより、NEDOプロジェクトにおける標準及び知財の戦略的活用をより有効・有用に機能させるための指針となるものの提供を目的とし、次の3. 調査内容及び実施方法に掲げる事項について調査を行う。

3. 内容

3. 1 調査内容

上記の背景を踏まえ、本調査では以下の(1)～(4)を実施する。

- (1) 公開情報調査
- (2) ヒアリング調査
- (3) 有識者委員会における議論・検討
- (4) 成果物の作成
 - (i) 技術を社会実装するために必要な標準化・知財戦略マネジメントに関するガイドライン(案)(以下「ガイドライン案」という。)
 - (ii) 標準化・知財戦略(オープン・クローズ戦略)に関する事例の一覧表

3. 2 実施方法

(1) 公開情報調査

受託者は、上記成果物を作成する上で必要な公開情報の調査を実施する。少なくとも以下の事項については調査項目に含める。

(i) オープン・クローズ戦略(以下「O&C戦略」という。)の定義、O&C戦略の必要性、オープン戦略及びクローズ戦略の具体的な手段とその効果、オープン・クローズ戦略策定の手順、技術戦略/出口戦略/T2M[※]におけるO&C戦略の位置づけ

(ii) 標準化に関する用語の定義、標準化の必要性、分類、標準化のプロセス及び主体、効果、O&Cにおける標準化の位置づけ

(iii) 知財戦略に関する用語の定義、知財戦略の必要性、分類、効果、O&Cにおける知財戦略の位置づけ

※Technology-to-Market, https://arpa-e.energy.gov/sites/default/files/2025-06/Day2_02_T2M_Kickoff_Rakesh.pdf

(2) ヒアリング調査

①受託者は、標準化、知財戦略又は標準化・知財戦略を含むビジネス戦略の有識者に対してヒアリングを実施する。

②ヒアリング人数は3名以上とし、1名あたり原則2回のヒアリング(3名以上×原則2回)を実施する。

③2回のヒアリングの内容は、1回目はガイドライン案を作成するための公開情報調査を補う趣旨で実施し、2回目はガイドライン案の素案が作成された段階で同素案について意見を聴取する趣旨で実施するというように工夫する。

④ヒアリング対象者、時期、形式(対面、オンライン)、ヒアリング内容についてはNEDO担当者との協議をした上で決定し、必要に応じてNEDO担当者はヒアリングに同席する。

⑤原則としてヒアリング対象者に対して謝金を支払うこととするが、対象者が辞退した場合はこの限りではない。

(3) 有識者委員会における議論・検討

(i) 有識者委員会の設置

受託者は、標準化、知財戦略及び標準化・知財戦略を含むビジネス戦略の有識者5名程度の委員(うち1名は委員長)からなる委員会を設置する。委員の構成はNEDO担当者との協議をした上で決定する。また、委員会にはNEDO担当者及びNEDO担当者が指定した者がオブザーバとして参加する。

(ii) 有識者委員会の開催

①原則として5回程度有識者委員会を開催する。

②有識者委員会の開催時期及び内容は以下を目安とする。

【第1回】令和8年8月頃、趣旨説明、公開情報調査結果の報告、ガイドライン案の策定の方向性

【第2回】令和8年10月頃、公開情報調査及びヒアリング調査（1回目）を踏まえたガイドライン案の骨子の提示・議論

【第3回】令和8年12月頃、ガイドライン案の提示・議論、収集する事例の検討

【第4回】令和9年2月頃、これまでの有識者検討会の議論、ヒアリング調査（2回目）等を踏まえて修正したガイドライン案の提示・議論

【第5回】令和9年3月頃、とりまとめ

③開催形式は、対面、オンライン又はそれらの組み合わせのいずれでもよい。可能な限り多くの委員が参加できる形式が望ましいが、議論の内容によっては対面を優先することも検討する。

④受託者は、有識者委員会の資料を準備するとともに、委員の日程調整、当日の準備等を含めた委員会運営を行う。また、受託者は有識者委員会実施後速やかに議事録を作成し、委員及びNEDO担当者等に送付する。

⑤原則として、委員に対して、謝金及び交通費を支払う。

(4) 成果物の作成

受託者は以下の(i)～(ii)の成果物を作成する。

(i) ガイドライン案

①監修者

標準化の観点からの監修者及び知財戦略の観点からの監修者それぞれ1名、少なくとも2名の監修者を設ける。監修者には、ガイドライン案の監修に加え、原則として各有識者委員会の資料の事前確認を依頼する。監修者には、監修者の役職、負担等に応じた謝金を支払う。

②ガイドライン案の構成

ガイドライン案は、NEDO職員（技術戦略の策定に携わる職員、NEDOプロジェクトの推進に携わる職員、スタートアップ支援に携わる職員等）がNEDOにおける業務を遂行する上で指針となるものとする。

ガイドライン案は一般公開することを前提とする。

ガイドライン案の基本的な構成は、「NEDO標準化マネジメントガイドライン（第4版、令和7年3月）」の構成を参考にすが、これに拘らず全体構成も含め見直すことを検討する。

内容は標準化及び知財戦略全般にわたるものとし、NEDOにおける事業のフェーズ（技術戦略策定時、基本計画策定時、公募審査時、NEDOプロジェクト期間中、NEDOプロジェクト終了後等）ごとの整理のほか、必要に応じて、技術分野の違い、研究開発等プレイヤーの違い、事業の性質（委託、補助）による違いその他有識者委員会等で得られた視点等を対象に加えることを検討する。また、NEDO職員が実施すべきものとNEDOプロジェクトに参加する事業者等が実施すべきものという視点を加えることを検討する。

(ii) 標準化・知財戦略に関する事例の一覧表

既存の調査報告書、事例集等に掲載されている標準化・知財戦略に関する事例を一覧表として整理す

る。

一覧表は、過去の事例を網羅するものではなく、ガイドライン案を読むNEDO職員にとって特に参考になるものを収集する。

一覧表は、NEDOの職員等がガイドライン案を読む際に、ガイドライン案に記載の内容を具体的にイメージできるように参照できる（ガイドラインの項目等と事例との関連付けをする）形式とし、一覧表自体に事例の内容を含める必要はなく（タイトル又は簡単な概要文、類型整理があれば足りる）、事例の具体的な内容が記載されている引用元情報（URLリンク等）を記載する。

上記に加え、ガイドラインの内容の理解を促進するため、ガイドラインの内容に即した事例を5以上抽出し、各事例の内容、事例から得られる知見等をまとめた説明資料を作成する。

説明資料は、標準化・知財戦略に関する有識者1名以上に対して執筆又は監修を依頼して作成する。執筆を依頼した有識者に対しては謝金を支払う。

説明資料において挙げる事例は、実際の事例を脚色したものや仮想的なものであってもよく、NEDOの職員がガイドラインの内容の理解を深め、ケーススタディ的に学習できるものとする。

受託者は、調査の実施状況について、毎月NEDOに報告し、調査の方向性について確認を行うと共に、本仕様書に定めなき事項や追加すべき事項が発生した際には、NEDOと協議の上、その対応を決定するものとする。

4. 調査期間

NEDOが指定する日から 2027年3月31日まで

5. 予算額

2,000万円以内

6. 報告書

提出期限： 2027年3月31日

提出方法：NEDOプロジェクトマネジメントシステムによる提出

「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って、作成の上、提出のこと。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

7. 報告会等の開催

➤ 委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

8. その他

➤ 本仕様書に定めなき事項については、NEDO と実施者が協議の上で決定するものとする。